

## 那覇家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

平成15年11月28日(金)午後1時30分～午後3時30分

### 第2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

(委員)

稲葉耶季, 大城文靖, 川端義明, 島榮子, 高江洲義英, 高橋清孝, 高嶺朝一, 友利敏子, 長元朝浩, 藤村啓, 福島政幸, 三浦正晴, 三宅俊司(五十音順, 敬称略)

山内彰委員: 欠席

(庶務担当)

白石泉(総務課長)

(説明補助者)

入嵩西清(事務局長), 竹森修(首席家裁調査官), 與儀典子(首席書記官)

### 第4 議事

#### 1 開会宣言

#### 2 那覇家庭裁判所長あいさつ

#### 3 各委員の自己紹介

#### 4 委員長の選任

藤村啓委員が, 家庭裁判所委員会規則第6条第1項により, 互選により委員長に選任された。

ただし, 以下のような意見があった。

(出された意見)

家裁委員会は, 家裁の運営について広く国民の意見を反映させるものとして設けられた委員会と考えるので, 委員長は家裁関係者以外の方がなるほうが相応しいのではないかと。

家裁の運営についての意見交換であるので、裁判所長が委員長になればよいのではないか。

現在の家裁の実情を踏まえての意見を伺い、その意見に対して、責任ある対応なり、回答をしながら、議事を円滑に進行するには、やはり裁判所長が委員長となるのが適当ではないか。

委員会の庶務方との調整が必要となろうが、その観点からも裁判所長が委員長となるのが現実的であろう。

委員長が所長でないと支障が生じることがあるのか。

庶務担当：支障というものはないが、委員長は委員会を代表する者として、広報の窓口となって報道機関へのレクチャーや対応をしたり、また、テーマの設定に当たっても庶務と調整を要し、裁判所の状況報告に当たっては事件の動向について予め把握しておく必要があるので、その点を踏まえて選定されたい。

今の意見をうかがう限りでは、やはり裁判所長が委員長となるのが適当だと思いが、どうか。

委員一同：了承

#### 5 委員長代理の指名

家庭裁判所委員会規則第6条第3項に基づき、委員長が福島委員を委員長代理に指名した。

#### 6 委員会の運営について

##### (1) 委員会の招集

委員会は委員長が招集する。

##### (2) 委員会の開催回数

年2回程度とする。

##### (3) 委員会の定足数

委員の過半数の出席をもって成立する。

##### (4) 議事の公開

議事自体については公開しない。ただし、裁判所の庶務担当が議事概要(非

頭名)を作成し、各委員の承認の下に、那覇家庭裁判所のホームページに掲載する。

報道機関の取材については、冒頭の委員長あいさつまでとし、報道機関に対しては委員会終了した後に、報道機関から要望に応じて委員長が記者に対してレクチャーを行う。

なお、議事の公開等については以下のとおりの意見があった。

(出された意見)

各種行政委員会では原則として情報を公開しているので、本委員会の議事等も公開してはどうか。

議題になるのは秘匿性の高い少年事件や家事事件である。それが生のままに出るおそれがある。全面公開は消極である。

非公開となったとしても、事後速やかにできる限り報道機関等にその議事の内容を伝えられたい。

議事の内容は、国民にとって知る必要がある。議事の内容は少なくとも事後には報道機関等に説明をする必要がある。

招集された委員は国民の負託を受けて集まっているものとする。基本的には公開すべきものとするが、全面的に公開するのは反対の方もいるのでその点は難しいにしても、公開される概要については、発言者の名前は出さずとも賛成論も反対論も載せるべきである。

生のままの公開ともなれば自由に意見を発言することが難しくなる。ただし、可能な限り会の内容は伝えるべきだと考える。事後にできるだけ委員会での議論の内容が伝わる概要を作るべきである。記者会見も要望があれば委員長が直接レクチャーを行う。委員会で出た意見はできる限り家裁の運営に反映させることとし、意見交換の内容は議事概要という形で公表すればよいと考える。

議事概要の作成には、委員長だけでなく複数の委員でチェックできないか。公表する前に各委員に対して了解をとるべきと思う。

議事自体の公開は、反対意見もあることから公開はしないこととし、非頭名で議

事概要を全員の了解の下に那覇家庭裁判所のホームページに掲載することとしてはどうか。

委員一同：了解

#### 第5 那覇家庭裁判所からの概況報告：報告テーマ「沖縄県における少年事件の現状と問題点」

福島政幸委員より以下のような報告がなされた。

- ・ 当県の少年一般保護事件の新受人員について、昨年度1968人と過去10年間で最多を記録した。
- ・ 当県の少年一般保護事件を非行別で見ると約半分が窃盗である。また、傷害事件の割合比率も全国の割合数値よりも高いのも特徴的である。
- ・ 沖縄の少年非行を考える上でのキーワードを取上げて上げるとすれば、「夜型社会」、「酒に寛容な社会」、「放任」といった言葉で表せるかもしれない。
- ・ 当裁判所としても、今後とも家庭、学校、警察関係機関その他の少年保護関係機関との一層の連携が必要であると考えている。

#### 第6 意見交換：テーマ「沖縄における少年非行」

当県の補導状況を見ても、非行少年の検挙・補導数は増加傾向にある。補導状況では深夜徘徊、喫煙・飲酒が多い。不良行為による補導の70%以上が深夜徘徊であり、深夜徘徊は全国の2.5倍、飲酒は9.5倍、家出外泊が4倍という数値となっている。また、沖縄の少年非行の特徴を表すキーワードとして先ほどの3つに加えて、「暴力」というのも加えてはどうか。

少年事件に対する弁護士との関与については教育的、保護的観点からみるべきと考えており、弁護士会も少年事件全件付添人制度の導入ができないか検討を開始している。

沖縄における婚姻年齢の低年齢の問題、つまり「早婚」、それに子供を養育するだけの経済力の不足、つまり「貧困」、そして婚姻後早期に「離婚」となっている場合も比較的良好に見受けられる。それらが子供たちの養育放棄等につながっている場合もあると思うがどうか。

学生の就職率も低くなっている。そのような将来の希望が持てない中で、自分の将来像や人生設計などを子供たちはとうてい立てられない。この問題は司法だけの問題ではなく、社会全体の問題であるが、その中でも補導委託はかなり重要な問題である。処分を受ける前の段階で、してはいけないことを自覚的に促す制度として、自らが変わるというきっかけを与える場として非常に重要な制度だと考える。補導委託先の開拓は裁判所だけでは困難であり、社会全体の力を借りていく必要がある。

少年非行の起きる背景には、DVの問題も関わっていることが多いと考える。

少年非行の背景は様々な要因が絡み合っている。DVだけではないし、また先ほどの4つのキーワードにおいても、「夜型社会」、「酒に寛容な社会」といった点は是認できるが、「放任（養育放棄）」、「暴力」という点は議論の余地があり、細かく分析すべきである。

家裁に送致される少年を見ると、実際の印象としては「放任（養育放棄）」の問題を抱えていることが多い。また、実際には「暴力」についても、傷害等の少年事件ではなぜこんなに手を出すのが早いのかという印象を受けることもままある。

4つのキーワードについてはきちんと事例ごとに原因を積み上げて分析することが必要であり、今後は、事例を一つずつ積み上げて分析、検討していくべきだろう。

子供たちが、社会のつながりの中で、その存在が社会に認められているということ子供たち自身が認識できる場面を作ることが必要だろう。それらの背景問題として社会的、経済的な問題も考えていく必要がある。

少年非行に関しての就労の問題、経済の問題であるが、少年たちは本当に働きたいのか。汗水流して生きていくという価値観から、楽してもうけるという価値観に変わってきているのではないか。

少年非行の問題は、まずは裁判所に行く前の段階で対応するのが望ましい。私たち大人としても、少年たちには大人と少年とは違うのだということを伝えるべきであり、それを社会的規範としてきちんと教えていかなければいけない。

多くの少年たちは健全に頑張っているのではないか。少年たちの抱える問題は、各人各様である。しかし、少年や親たちからの相談を受けると、いずれの親たちも

子供たちにエネルギーを注いでいないのではないかとということを感じ。家庭や社会全体で「少年はまだ未熟なんだよ」ということを教え、見守っていかねばならない。

少年非行の背景には先ほどのキーワードのような問題があるだろうが、問題はそれをどう解決していくかである。子供たちが、他者から自分たちは肯定されているのだということを感じることができるようにするために、どうすればよいのか。大人たちが彼らを受けとめ、取り込んでいく。家族や学校、地域に肯定されているといった実感を持たせてみる。地域からそういう場を少年に与えていく。そのようなものなり、機会なりを意識的に与えていくにはどうすればよいのか。規範力や紐帯がなくなりつつある家庭や地域に代わって、今後は、誰がそれをつないでいくのか、誰が彼らを認めるのか、誰が彼らの力を引き出すのか、そのような場をどう与えていくのか。そういったことを真剣に考えていく必要がある。

以前は、地域のつながりや規制力といったバネが働いており、ダメなものはダメ、これはしてはいけないのだということ周囲の者たちが言っていた。やはり自分たち自身も隣の怖い親父として少年たちにもものを言っていかなければならない。今や命がけでそれが大人たちにできるのか、そういう覚悟が必要である。

どういう原因で少年が家裁に送致され、少年たちがどう処分され、その処分の後、その少年たちはどうなっていくのかという図式が浮かぶようになれば、実際の家裁での審理や処遇にもまた違った面も出てくると考える。

子供たちは家庭を選べない。家庭を選べない少年たちに対して、誰が代わって育成するのか、どう教育していけばよいのか、家庭に代わって機能するものをどう作っていくのか。教育の中でも議論していただきたい。家裁での審判も重要である。処分を受けた少年が、ただ「しまった」という気持ちで少年院に行くのか、あるいは自分のこれからの人生のために教育的な立場で審判官が判断して言ってくれたのかと認識して行くのかでは、この少年のこれからの更生にとって非常に大きな意味を持つ。裁判官の審判運営にはその点を踏まえた十分な配慮が必要である。

今、児童相談所はダム化現象が起きていて、かなりの相談が来ている。いじめに

しても、不登校にしても、DVにしても相談が多くて、パンク寸前である。児童相談所をバックアップし、フットワークを軽くしてあげる。そうするとかなりのものが、事件の前に関与することができるのではないか。児童相談所が動けば養護施設が動いて、地域が動いて、行政が動いて、児童委員・民生委員が動いて、家庭裁判所なり調停なりが動いて全体として機能する。現在は、そのシステムが働かなくなってきており、随時、柔軟に連携するということが不足している。家庭裁判所でも地域をサポートするようお願いしたい。

少年の問題を考える上で、裁判所はやはり中心にいる。それら機関とのつながりを付けないとそれぞれの機関が硬直化する。本委員会もそれを繋げることに狙いがあると考える。

少年育成に取り組んでいるボランティアグループに対して地域や民間もできる限りスポンサーとしてサポートしてほしい。

裁判所としても教育委員会等とも相談して、「憲法週間」や「法の日週間」などの期間中に、司法教育の一環として裁判所から学校等の現場に足を運んで、裁判所の制度なり審判の手續等を話し、少年法の手續等を意識してもらうことを考えている。

## 第7 次回の予定

### 1 日時

平成16年5月又は6月頃

### 2 場所

那覇家庭裁判所大会議室

## 第8 議題

少年事件関係

以上